

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2023年6月30日
【会社名】	岡山県貨物運送株式会社
【英訳名】	Okayamaken Freight Transportation Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原田 和充
【本店の所在の場所】	岡山市北区清心町4番31号
【電話番号】	(086) 252 - 2111
【事務連絡者氏名】	取締役 総務部長 久山 哲哉
【最寄りの連絡場所】	広島市西区観音新町四丁目10番202号
【電話番号】	(082) 297 - 2411
【事務連絡者氏名】	常務取締役 広島主管支店長 笹原 直之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2023年6月28日開催の当社第111回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円 配当総額は162,160,080円

(2) 効力発生日

2023年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその金額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割が十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第22条及び第29条を新設するものである。なお、この変更案第22条の新設については、各監査役の同意を得ている。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の変更を行うものである。

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役として、遠藤俊夫、原田和充、馬屋原章、安原秀二、中澤正樹、関裕二、笹原直之、亀山祐二郎、奥川朋正、小川貴広、曾我達彦、久山哲哉、木下高之、西尾源治郎及び有澤和久を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、正保和則及び中條太志を選任する。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

報酬額に役員賞与を含めるとともに、月額の設定から年額の設定に改定する。取締役の報酬額を年額156,000,000円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く、ならびにうち社外取締役分3,500,000円以内）、監査役の報酬額を年額24,000,000円以内に改定する。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 村上明久氏及び荒田通氏並びに辞任により退任される監査役 若狭愼一氏及び宮原秀樹氏に対し、当社における所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	14,818	129	2	(注)1	(注)4 可決(99.12%)
第2号議案	14,818	129	2	(注)2	(注)4 可決(99.12%)
第3号議案				(注)3	(注)4
遠藤 俊夫	14,750	177	22		可決(98.66%)
原田 和充	14,756	171	22		可決(98.70%)
馬屋原 章	14,775	152	22		可決(98.83%)
安原 秀二	14,775	152	22		可決(98.83%)
中澤 正樹	14,773	154	22		可決(98.82%)
関 裕二	14,773	154	22		可決(98.82%)
笹原 直之	14,773	154	22		可決(98.82%)
亀山 祐二郎	14,773	154	22		可決(98.82%)
奥川 朋正	14,773	154	22		可決(98.82%)
小川 貴広	14,773	154	22		可決(98.82%)
曾我 達彦	14,773	154	22		可決(98.82%)
久山 哲哉	14,773	154	22		可決(98.82%)
木下 高之	14,791	136	22		可決(98.94%)
西尾 源治郎	14,771	156	22		可決(98.80%)
有澤 和久	14,770	157	22		可決(98.80%)
第4号議案				(注)3	(注)4
正保 和則	14,774	173	2		可決(98.82%)
中條 太志	14,744	203	2		可決(98.62%)
第5号議案	14,801	126	22	(注)1	(注)4 可決(99.00%)
第6号議案	14,646	281	22	(注)1	(注)4 可決(97.97%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりである。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していない。

以上